

審 第 2 7 2 4 号
答 申 第 5 4 9 号
令 和 3 年 3 月 8 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年4月26日付け〇〇〇〇健福第382号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1094号

平成31年3月8日付けで審査請求人から提起された、平成30年12月13日付け〇〇〇〇健福第1667号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年11月30日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「平成〇年〇月〇日に〇〇〇〇と診断され、〇〇〇〇病院へ医療保護入院した。これより以前に私の両親が〇〇〇〇保健所に相談していた。と伺ったので、この件に関する記録全てを開示して頂きたいようお願い申し上げます。（当時担当していた精神指定保健医は〇〇〇〇医師）」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、平成30年12月13日付け〇〇〇〇健福第1667号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成31年3月8日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「平成30年12月13日付〇〇〇〇健福第1667号で行った「行政文書不開示決定」に関わる処分を取り消し、行政文書開示の決定」との裁決を求めます。又は、「平成30年12月13日付〇〇〇〇健福第1667号で行った「行政文書不開示決

定」に関わる処分を取り消し、行政文書の部分開示を決定」との裁決を求めます。

2 審査請求の理由

開示しない理由の千葉県情報公開条例第11条の根拠にしている条例第8条第2号については、既に相談者本人からの聞き取りで、私の両親・兄弟・父方の叔父が強く関与しているのは既に知っている。又、診断を決定した精神指定保健医2名の氏名も当該病院からカルテ等を請求し既に把握しているので、条例第8条第2号のイに該当し情報開示の義務があると思います。又、仮に上記以外の第三者が含まれる場合でも条例第9条と条例第10条により、部分開示や裁量的開示の義務があると思います。

3 反論書の要旨

(1) 審査請求人の近況について

当該病院からカルテ等の診療情報を取得し、診断を決定した精神指定保健医2名の氏名などは把握しているし、利害関係人の家族・親族も把握している。(実名を出す事も可能)

病気を理由に職場で不利益な扱いを受け、一方的な理由で10年近く勤めている会社から進退を問われている。(不当な理由で劣悪な環境へ転勤させられ体調を崩し、賃金も下げられた。)

(2) 不開示理由の条例第11条について

特定の個人名を挙げた入院歴や病歴に関しては審査請求人本人であるから不開示情報には当たらず、その他の不開示情報が含まれるものに関しては、条例第9条(部分開示)及び条例第10条(公益上の理由による裁量的開示)により、部分・裁量的開示の義務があると存じます。

(3) 不開示理由の条例第8条第2号について

審査請求人の近況の変化から、当該情報は条例第8条第2号ただし書イ法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報及び条例第8条第2号ただし書ロ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする事が必要であると認められる情報に該当し、不開示理由の条例第8条第2号には当たらないと存じます。

尚、審査請求人は写し等の交付を請求していますが、それが不可能な場合は、閲覧又は視聴による開示へ変更して頂く等の措置も検討して頂きたく、お願い申し上げます。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した、本件決定に対する審査請求については、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由

(1) 条例第11条該当性について

本件開示請求書は、特定の個人名を挙げた入院歴や病歴、相談歴の情報についての開示請求であり、仮に文書を特定した上で決定を行えば、当該個人の入院歴、病歴、相談歴を明らかにすることとなり、また、仮に文書を不保有とした上で決定を行えば、当該個人が入院していないことや当該個人について〇〇〇〇保健所が相談を受けていないことを明らかにすることとなる。

そうすると、本件開示請求書は、特定の個人の入院に係る相談記録を求めているものであり、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、特定の個人が特定の病院に入院し、そのことについて〇〇〇〇保健所が相談を受けていたかどうかという条例第8条第2号本文前段の規定による特定の個人を識別することができる情報を明らかにすることになるため、条例第11条に該当するとして、文書の存否を答えることができないとしたものである。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合には不存在と答えて、行政文書が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになるおそれがある。

(2) 条例第8条第2号イからニまでの該当性について

存否を明らかにしないで不開示とした情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、何人でも知り得る情報ではないため、条例第8条第2号イに該当しないと認められ、また、同号ロ、ハ及びニにも該当する事情が認められないものである。

3 弁明の内容

審査請求人は、上記第3 2のとおり主張する。

しかしながら、上記2（2）のとおり、存否を明らかにしないで不開示とした情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、何人でも知り得る情報ではないため、条例第8条第2号イに該当しない。

また、存否を明らかにしないで不開示とした情報について条例第9条の規定による部分開示をすることができるとの主張については、上記2（1）のとおり、本件請求の請求内容に係る文書の存否を明らかにすること自体が特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当する事情は認められないため、本件決定を行う必要があり、条例第9条については検討することができない。

さらに、存否を明らかにしないで不開示とした情報が条例第10条に該当するとの主張については、不開示とした情報が保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定

実施機関は、本件請求が特定の個人の入院に係る相談記録の開示を求めているものであり、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えること自体が、特定の個人が特定の病院に入院し、そのことについて〇〇〇〇保健所が相談を受けていたかどうかという条例第8条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができる情報を開示することとなることから、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した。

これに対して、審査請求人は、本件決定を取り消して、本件請求に係る行政文書の全部又は一部の開示を求めているため、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

2 本件決定の妥当性

本件請求は、開示請求書の記載から、開示請求者の両親が医療保護入院について〇

〇〇〇保健所に相談していた記録に関する行政文書を求めているものと認められる。

そうすると、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者の両親が医療保護入院について〇〇〇〇保健所に相談していた事実の有無を明らかにすることとなる。

そして、当該事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、同号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当する事情も認められないことから、不開示とすることが妥当である。

以上のことから、本件請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、同号本文に規定する不開示情報を開示することとなることから、本件入院者の情報が不開示情報に該当するか否かにかかわらず、実施機関が本件請求を拒否した本件決定は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 4月26日	諮問書の受付
令和 元年 5月20日	反論書の写しの受付
令和 2年 6月29日	審議
令和 2年 7月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)